

## 幌延深地層研究センター事故対策規則

- 17 幌（規則）第9号  
平成17年10月1日
- (改正) 20 幌（規則）第9号  
平成20年8月21日
- (改正) 21 幌（規則）第13号  
平成22年1月20日
- (改正) 24 幌（規則）第3号  
平成25年2月21日
- (改正) 25 幌（規則）第1号  
平成25年4月1日
- (改正) 25 幌（規則）第2号  
平成25年7月1日
- (改正) 26 幌（規則）第11号  
平成26年4月1日
- (改正) 26 幌（規則）第15号  
平成26年11月20日
- (改正) 27 幌（規則）第7号  
平成27年4月1日
- (改正) 27 幌（規則）第12号  
平成27年12月1日
- (改正) 28 幌（規則）第1号  
平成28年4月1日
- (改正) 28 幌（規則）第3号  
平成28年9月1日
- (改正) 29 幌（規則）第2号  
平成29年4月1日
- (改正) 29 幌（規則）第6号  
平成29年6月1日
- (改正) 29 幌（規則）第11号  
平成29年10月1日
- (改正) 30 幌（規則）第13号  
平成30年4月1日

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規則は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の事故対策規程に基づき、核燃料・バックエンド研究開発部門幌延深地層研究センターにおいて、事故・故障又は災害（以下「事故等」という。）が発生した場合又はそのおそれのある場合の対策事項を定め、事故等の拡大防止、早期復旧、再発防止を的確に実施するとともに、情報の提供を適切に行うことを目的とする。

### (定 義)

第2条 この規則で使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「機構」とは、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構をいう。
- (2) 「規程」とは、機構の事故対策規程をいう。
- (3) 「センター」とは、機構の核燃料・バックエンド研究開発部門幌延深地層研究センターをいう。
- (4) 「職員等」とは、センターに勤務する職員、技術開発協力員、特定課題推進員、博士研究員、客員研究員、嘱託、常勤職員、アルバイトをいう。
- (5) 「施設」とは、センターが所掌する施設の総称をいう。
- (6) 「関係機関」とは、センターから事故等に係る情報を通報する自治体、中央官庁、その他の機関の総称をいう。
- (7) 「連絡責任者」とは、センターの事故等対応組織が設置されるまでの間、関係機関及び機構の本部等へ事故等情報の通報・連絡を所長等の確認のもと行うために予め指名された者をいう。
- (8) 「初期対応」とは、センターの事故等対応組織が設置されるまでの間に行う事故等発生後の初動時の対応をいう。
- (9) 「施設管理者」とは、施設を管理する課長・グループリーダー又は相当する職位のものをいう。
- (10) 「作業担当課長等」とは、センター通達「作業の安全管理に係る手続き」に定められた作業を実施又は担当するセンターの課長又はグループリーダーをいう。
- (11) 「現地対策本部等」とは、現地対策本部及び支援本部をいう。

(対象施設)

第3条 この規則で対象とする施設は、表-1に示すとおりとする。

(関係法令等)

第4条 職員等は、事前措置を含む事故等に関する対応を行う場合、この規則及びこの規則と関連する以下の法令等を遵守しなければならない。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 消防法
- (3) 水質汚濁防止法
- (4) 大気汚染防止法
- (5) 土壌汚染対策法
- (6) 毒物及び劇物取締法
- (7) 火薬類取締法
- (8) 電気事業法
- (9) 災害対策基本法
- (10) 国民保護法及び事態対処法
- (11) 幌延町における深地層の研究に関する協定書
- (12) 幌延深地層研究所の放流水に関する協定書

(事故等の種類)

第5条 この規則で適用する事故等のうち、事故・故障は次のとおりとする。

- (1) 人の死亡又は負傷（疾病及び交通事故に伴うものは除く）
- (2) 火災又は爆発の発生
- (3) 施設・設備の異常、故障
- (4) 湧水による事象の発生
- (5) 環境に影響を与える事象
- (6) その他、妨害破壊行為等、社会的影響を与える事象

2 この規則で適用する事故等のうち、災害は次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法に定義する被害
- (2) 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるわが国の平和と独立並びに国及び国民の安全確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）に定める事態の発生に伴う被害

(事故等対応の基本方針)

第6条 事故等対応の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 事故等対応は人命を最優先とする。
- (2) 事実に基づいた事故情報を関係機関へ迅速に通報するとともに、地元住民等へ提供する。
- (3) できる限り早く事故等対応組織を立ち上げ、事故等の拡大及び二次的被害を防止するために必要な措置を講じる。
- (4) 事故等が発生した場合には、その対応業務をすべての業務に優先させる。
- (5) 事故等が発生した場合もしくはそのおそれがある場合に的確に対応できるよう、通信設備や資機材、規則や要領書を備えるとともに教育・訓練を行う。
- (6) 事故等の再発防止に努めるほか、事故等対応の反省を今後の対応に活かす。

(職員等以外の者に対する事故等対応上の措置)

第7条 職員等以外の者に対して、事故等対応への協力が必要に応じて得られるように、必要に応じて契約書等において職員等以外の者が事故等対応にあたって遵守する内容を明示するほか、遵守させる措置を講じる。

(他の規則等との関係)

第8条 事故等対策にあたり、この規則に定めていない詳細な対応活動については、以下の規則等に定めるところによる。

- (1) 安全衛生管理規則
- (2) 防火管理規則
- (3) 地震発生時の対応について
- (4) 武力攻撃災害対処業務計画
- (5) 事故等に係る関係機関への通報について
- (6) 幌延深地層研究センター業務継続計画

## 第2章 組織と任務

(事故等対応組織)

第9条 センターの事故等対応組織は、現地対策本部とし、現地対策本部長は所長とする。

2 所長は、事故等が発生した場合は、現地対策本部を設置する。

- 3 現地対策本部は次の業務を行う。
- (1) 状況把握に関すること
  - (2) 救護活動、消防活動、避難活動に関すること
  - (3) 拡大防止、二次的被害防止に関すること
  - (4) 情報分析と整理に関すること
  - (5) 情報の通報・連絡とセンター内周知に関すること
  - (6) 事故等の処理と現場復旧に関すること
  - (7) 原因調査と再発防止対策に関すること
  - (8) 報道対応と情報提供対応に関すること
  - (9) 法令や協定に定める報告作成に関すること
  - (10) センター動員体制の発動に関すること
  - (11) 視察者等の対応に関すること
  - (12) 支援要員等の受入対応に関すること
  - (13) その他必要な事項に関すること
- 4 現地対策本部に、事故等対応を的確に実施するための作業班を設け、作業班ごとに班長をおく。
- 5 現地対策本部の構成及び任務は、表－２のとおりとする。

(機構対策本部及び東京支援班との連携)

- 第10条 現地対策本部は、事故等対応にあたり、機構対策本部及び東京支援班等と相互の連絡を密にし、連携して対応する。
- 2 事故等対応体制は、図－１のとおりとする。

(支援本部)

- 第11条 他の拠点の事故等対応を支援する組織として、機構対策本部長の指示に基づいて、センターに支援本部を設置する。支援本部長は所長とする。
- 2 支援本部は、機構対策本部長の指示に基づき次の業務を行う。
- (1) 他の拠点の事故等情報のセンター内周知と関係機関への提供に関すること
  - (2) 支援者派遣と資機材提供に関すること
  - (3) その他、機構対策本部長からの指示事項に関すること
- 3 支援本部に、支援対応を的確に実施するため、必要に応じて作業班を設け、作業班ごとに班長をおく。
- 4 支援対応にあたり、支援本部は、機構対策本部と相互の連絡を密にし、連携して対応する。

5 支援本部の構成及び任務は、表－3のとおりとする。

(支援本部を設置しないときの任務)

第12条 所長は機構対策本部から送られる他の拠点の事故等情報について、センター内に周知する他、必要に応じて関係機関に情報提供する。

(現地対策本部等の定位置)

第13条 現地対策本部等の定位置は、研究管理棟緊急対策室とする。

2 現地対策本部等の本部長は、前項の定位置を変更することができる。

3 保安・建設課長は、第2項に基づき定位置を変更した場合は、センター内に周知する。

### 第3章 事前措置

(事前措置の分担)

第14条 所長は、事故等対応に備えて、次の事項について事前に措置する。

なお、現地対策本部と支援本部の組織構成等は、共有することができる。

(1) 連絡責任者及びその代理者の指名に関すること

(2) 現地対策本部等の組織編成に関すること

(3) 現地対策本部等の情報専任者、本部長スタッフ、作業班の班長及び本部構成員の指名に関すること

(4) 現地対策本部等の本部長の代理者の指名に関すること

(5) 現地対策本部の情報専任者及び作業班の班長の代理者の指名に関すること

(6) 通報・連絡体制及び通信設備の整備に関すること

(7) 現地対策本部等をおく緊急対策室等の確保に関すること

(8) 事故等対応に必要な資機材の整備に関すること

(9) 事故等対応の教育・訓練の実施に関すること

(10) 職員等の事故等時動員体制の整備に関すること

(11) 外部への通報・連絡に係る様式の整備に関すること

(12) その他、関係規則の整備等、必要な事項に関すること

2 所長は、前項第6号から第12号の措置の実施を保安・建設課長に指示するとともに、前項第1号から第5号に係る事務手続きを保安・建設課長に指示することができる。

3 保安・建設課長は、前項に定める事前措置事項について準備し維持管理

する。

(連絡責任者及びその代理者の指名)

第15条 所長は、連絡責任者及びその代理者を予め指名する。

2 保安・建設課長は、前項の指名又は変更があった場合、速やかにセンター内に周知する。

(現地対策本部の組織編成及び指名)

第16条 所長は、現地対策本部の組織として、表-2に掲げる副本部長・情報専任者・本部長スタッフ及び各作業班を設置し、その構成員を予め指名する。

2 作業班は、表-2に掲げるほか、必要に応じて編成することができる。

3 保安・建設課長は、第1項の構成員の指名又は変更があった場合、速やかにセンター内に周知する。

(現地対策本部等の本部長の代理者の指名)

第17条 所長は、現地対策本部等の本部長の代理者を予め指名する。

2 保安・建設課長は、前項の代理者の指名又は変更があった場合、速やかにセンター内に周知する。

(通報・連絡体制及び通信設備の整備)

第18条 保安・建設課長は、センターと関係機関及びセンターと機構対策本部との間における通報・連絡体制及び通信設備を整備する。

2 保安・建設課長は、通報・連絡体制に変更があった場合、速やかに変更に関係する関係機関、センター内及び機構本部に周知する。

(緊急用資機材の整備)

第19条 保安・建設課長は、事故等に備え必要な緊急用資機材を緊急対策室に整備するとともに、常に使用できるよう維持管理する。

2 保安・建設課長は、前項の緊急用資機材の整備又は変更があった場合、必要に応じ速やかにその内容をセンター内に周知し改定などの必要な処置を行う。

(教育・訓練の実施)

第20条 所長は、事故等対応の教育・訓練を計画し、職員等に対し、年1

回以上総合的な訓練を実施する。

- 2 保安・建設課長は、前項の計画又は実施のつど、計画内容や実施結果をセンター内に周知する。

(センター動員体制の整備)

第21条 所長は、現地対策本部等構成員以外のセンター内の職員等の動員体制を必要に応じ整備する。

- 2 保安・建設課長は、前項の動員体制に変更があった場合、速やかにセンター内に周知する。

(通報・連絡様式の整備)

第22条 保安・建設課長は、関係機関及び機構内関係部署への通報・連絡に係る様式を整備する。

- 2 保安・建設課長は、前項の様式を変更した場合は、速やかにセンター内に周知する。

#### 第4章 事故等発生時の初動対応

(初期対応・発見者の措置)

第23条 事故等を発見した者は、直ちに事故又は災害の状況等を通報・連絡体制に従って通報・連絡する。ただし、事故等の状況に応じて、通報・連絡に先立ち、人命救助や火災の初期消火、二次災害防止等の応急措置を優先する。

- 2 通報・連絡体制（現地対策本部設置前）は、図-2のとおりとする。

(初期対応・現場の応急措置)

第24条 施設管理者又は作業担当課長等は、現場の職員等を指揮して、次の事項について応急措置を行う。

- (1) 負傷者の状況確認と救護措置に関すること
- (2) 火災時の初期消火、避難又は通報・連絡に関すること
- (3) 妨害破壊行為、不法侵入、占領等発生時の通報・連絡及び状況監視に関すること
- (4) その他、事故等の拡大防止に必要な措置に関すること

(センター外への通報・連絡)



第25条 連絡責任者は、事故等発生連絡を受けた場合は、別に定める様式を使用して通報・連絡体制に従い関係機関及び機構内関係部署へ通報・連絡する。ただし、様式を用いた通報・連絡が困難な場合等においては、電話による通報・連絡を優先して行うことができる。通報・連絡体制（現地対策本部設置前）は図-2のとおりとする。

- 2 現地対策本部設置後におけるセンター外への通報・連絡は、広報班長が行う。通報・連絡体制（現地対策本部設置後）は図-3のとおりとする。
- 3 センター外への通報・連絡先は、別に定める。

（現地対策本部の設置）

第26条 所長は、連絡責任者から事故等発生連絡を受け、現地対策本部の設置が必要と認めた場合は、連絡責任者に事故等の対応に必要な構成員の招集を指示する。

- 2 所長は、現地対策本部運営に必要な構成員が確保できたと判断した時点で、現地対策本部の設置を宣言する。
- 3 施設管理者又は作業担当課長等は、現地対策本部が設置された場合は、現場対応班長に活動状況を引継ぎ、その旨を現地対策本部長に報告しなければならない。
- 4 総務班長は、現場対応班及び現地対策本部を設置した旨をセンター内の職員等へ周知するとともに、安全・核セキュリティ統括部及び安全・核セキュリティ推進室へ連絡する。

## 第5章 現地対策本部の事故対応

（状況把握）

第27条 情報専任者は、連絡責任者から事故等の状況及び通報・連絡の内容を引き継ぎ、その情報を現地対策本部長へ報告するとともに現地対策本部内へ周知する。

- 2 現場対応班長は、次の現場状況を適宜確認し、その情報を現地対策本部へ報告する。
  - (1) 人員点呼状況に関すること
  - (2) 発生場所、発生時刻、被害の範囲・程度の状況に関すること
  - (3) 施設や設備（工程）の運転状況に関すること
  - (4) 原因と思われる事象、事態の推移、とりつつある措置の状況に関すること
  - (5) 負傷者の有無と、負傷などの状況に関すること

(6)その他必要な措置、対策等に関すること

3 情報班長は、前項の情報を収集・整理する。

(救護活動、消防活動、避難誘導)

第28条 現場対応班長は、第24条の応急措置状況を確認してその活動を継続するほか、その情報を適宜現地対策本部へ報告する。

2 総務班長は、現場対応班から負傷者の救護を引き継いで次の活動を行うほか、その情報を適宜現地対策本部へ報告する。

(1)救急車の手配に関すること

(2)負傷箇所の応急処置に関すること

(3)その他必要な事項に関すること

3 現場対応班長は、消防機関が行う消火活動等に必要な情報提供及び協力を行うとともに、その情報を適宜現地対策本部へ報告する。

4 総務班長は、現場対応班長から見学者、訪問者等の避難誘導を引き継いで状況の説明を行うほか、その情報を適宜現地対策本部へ報告する。

5 情報班長は、第1項から第4項の情報を適宜集約する。

(拡大防止、二次的被害防止)

第29条 現場対応班長は、現場状況を把握したうえで、事故等の拡大防止措置及び二次的被害の防止措置を行うほか次の措置を行い、その情報を適宜現地対策本部へ報告する。

(1)施設や設備の状態把握に関すること

(2)事故等の原因調査の実施に関すること

(3)警察署等による現場検証に備えた現場保存に関すること

(4)その他必要な事項に関すること

2 情報班長は、前項の情報を適宜集約する。

(情報分析と整理)

第30条 現場対応班長は、確認した現場状況から事態の拡大の可能性を次の項目を基に分析するほか、その情報を適宜現地対策本部へ報告する。

(1)施設や設備の被害状況や事態の拡大の程度の定量的な推定に関すること

(2)環境への影響の調査に関すること

(3)その他必要な事項に関すること

2 情報班長は、機構対策本部からの情報を整理するほか、その情報を現地対策本部へ報告する。

3 広報班長は、報道対応や情報公開対応の状況から要求事項を整理するほか、

その情報を現地対策本部へ報告する。

- 4 広報班長は、関係機関、報道機関への説明の対応状況から要求事項を整理するほか、その情報を現地対策本部へ報告する。
- 5 総務班長は、避難誘導や警備の対応状況から要求事項を整理するほか、その情報を現地対策本部へ報告する。
- 6 その他の作業班長は、各々の対応状況から要求事項を整理するほか、その情報を現地対策本部へ報告する。
- 7 情報班長は、第1項から第6項の情報を適宜集約する。

(情報の通報・連絡とセンター内周知)

- 第31条 情報班長は、集約した情報を基に、関係機関への通報・連絡に係る続報を作成して現地対策本部長の確認を受け、広報班長に連絡する。
- 2 広報班長は、現地対策本部長の確認を得た続報を関係機関へ通報・連絡を行う。
  - 3 総務班長は、現地対策本部の決定事項及び情報班長が集約した情報をセンター内職員等へ周知する。

(事故等処理と現場復旧)

- 第32条 現場対応班長は、次の事故等処理と現場復旧を行うほか、進捗状況に応じた情報を適宜現地対策本部へ報告する。
- (1) 現場の片づけ等の事故等処理に関すること
  - (2) 原因の除去や改修等の現場復旧に関すること
  - (3) 現場の復旧計画の作成と実施に関すること
  - (4) その他必要な事項に関すること
- 2 情報班長は、前項の情報を適宜集約する。

(原因調査と再発防止対策)

- 第33条 現場対応班長は、現場復旧と前後して次の原因調査と再発防止対策を行うほか、その情報を適宜現地対策本部へ報告する。
- (1) 要因の分析整理や発生過程の特定等の原因調査に関すること
  - (2) 再発防止対策の立案と実施に関すること
  - (3) 対応上の知見の整理に関すること
  - (4) その他必要な事項に関すること
- 2 情報班長は、前項の情報を適宜集約する。

(報道対応と情報提供対応)

第34条 広報班長は、次の報道機関対応と情報公開規程に基づいた情報の公開等を行うほか、個々の情報を適宜現地対策本部へ報告する。

- (1) プレス文の作成並びに報道機関へのプレス発表と質疑応答に関すること
- (2) 報道機関の取材対応に関すること
- (3) 地域住民、関係機関への情報提供と問合せ対応に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

2 情報班長は集約した情報等に基づき、次の文書を必要に応じて作成し、関係する作業班長に提供する。

- (1) 関係機関及びプレス用日報、週報
- (2) 関係機関への説明資料等
- (3) 質疑応答（Q&A）用資料

3 情報班長は、第1項及び第2項の情報を適宜集約する。

（法令や協定に定める報告作成）

第35条 現場対応班長（現場対応班解散後は、事故等現場を所掌する部署の長）は、法令や協定に定める報告書を作成し、所長の決裁を得て所定の報告先へ提出する。

（センター内職員等の動員）

第36条 現地対策本部長は、事故等対応が長期化する場合は、現地対策本部構成員以外のセンター内の職員等を動員し、作業班員の増員又は作業班の任務を交替する措置を行う。

（視察者等の対応）

第37条 現地対策本部長は、関係機関などの立入調査や現場視察等への対応が必要となった場合には、総務班長に指示して対応する。

2 総務班長は、現場対応班長等の協力を得ながら対応するほか、その情報を現地対策本部へ報告する。

3 情報班長は、前項の情報を適宜集約する。

（他の拠点等からの支援要員等の受け入れ）

第38条 総務班長は、機構対策本部からの支援要員派遣や資機材の提供がなされた場合は、その受け入れ対応を行うほか、その情報を適宜現地対策本部へ報告する。

2 総務班長は、前項の支援要員や資機材について、必要な作業班へ派遣や提供を行うほか、その情報を適宜現地対策本部へ報告する。

- 3 情報班長は、第1項及び第2項の情報を適宜集約する

(その他の対応)

第39条 現地対策本部長は、その他必要な対応が生じた場合には、既存の作業班にその対応業務を付与するか、新たな作業班を組織する。

- 2 前項の班は、与えられた業務に対応するほか、その情報を適宜現地対策本部へ報告する。
- 3 情報班長は、前項の情報を適宜集約する。

## 第6章 支援本部の支援対応

(支援本部の設置)

第40条 所長は、機構対策本部長より支援本部の設置の指示を受けた場合は、直ちに、総務・共生課長に表-3に定めた支援本部構成員の招集を指示する。

- 2 所長は、支援本部運営に必要な構成員が確保できたと判断した時点で、支援本部の設置を宣言する。
- 3 支援本部班長（以下「班長」という。）は、支援本部を設置した旨をセンター内の職員等へ周知するとともに、機構対策本部へ連絡する。

(情報のセンター内周知と関係機関への提供)

第41条 班長は、機構対策本部から受けた事故等情報を支援本部へ報告するほか、センター内の職員等へ周知する。

- 2 班長は、必要に応じて地元関係機関へ情報提供する。
- 3 班長は、地元関係機関へ情報提供した場合には、その情報を支援本部長へ報告し、機構対策本部へ連絡する。
- 4 班長は、第1項から第3項の情報を適宜集約する。

(支援者派遣と資機材提供)

第42条 支援本部は、支援要員の派遣指示を機構対策本部長より受けた場合は、必要な支援要員を速やかに派遣する。

- 2 支援本部は、機構対策本部長より支援要員の派遣や資機材の提供指示を受けた場合は、必要な支援要員や資機材を調整したうえで速やかに派遣や提供を行う。

- 3 班長は、前項の内容を支援本部へ報告するとともに、センター内の職員等へ周知する。

## 第7章 事故等終息時の対応

### (作業班の解散)

- 第43条 現地対策本部長は、任務を終了した作業班については適宜解散することができる。
- 2 総務班長は、前項の作業班を解散した旨をセンター内の職員等へ周知するとともに、機構対策本部へ連絡する。

### (現地対策本部の解散)

- 第44条 現地対策本部長は、原因究明や復旧対策などについて通常の業務体制によって対応できると認めたときに、現地対策本部の解散を宣言し解散する。
- 2 総務班長は、現場対応班又は現地対策本部を解散した旨をセンター内の職員等へ周知するとともに、機構対策本部長又は安全・核セキュリティ統括部長へ連絡する。

### (支援本部の解散)

- 第45条 支援本部長は、機構対策本部長の解散指示により、支援本部の解散を宣言し解散する。
- 2 班長は、支援本部を解散した旨をセンター内の職員等へ周知するとともに、機構対策本部長へ連絡する。

## 第8章 事故等の教訓の反映

### (同種事故の発生防止措置)

- 第46条 所長は、安全・核セキュリティ統括部長から事故等対応により得られた知見等が周知された場合は、必要に応じて同種事故の発生を防止するための措置を行う。

## 第9章 関係機関への協力の要請及び協力

(関係機関への協力の要請)

第47条 現地対策本部長は、現地対策本部の活動等によっても事故等に適切に対処することが困難な場合、又はそのおそれがあると判断した場合は、必要な関係機関に対して応援を要請するものとする。

2 現地対策本部長は、前項に基づき協力を要請した場合は、その旨を安全・核セキュリティ統括部長へ連絡する。

表－1 幌延深地層研究センター 施設等一覧

施設等名	施設管理者
(1) 研究管理棟（渡り廊下を含む）	総務・共生課長
(2) 試験棟	研究計画調整グループリーダー
(3) ゆめ地創館、国際交流施設	総務・共生課長
(4) 守衛所	総務・共生課長
(5) 車庫棟	総務・共生課長
(6) 受変電棟	保安・建設課長
(7) 建設現場（地下施設、付帯施設、掘削土（ズリ）置場）、排水管路	保安・建設課長
(8) 観測設備	堆積岩地質環境研究グループリーダー
(9) 試錐現場	堆積岩地質環境研究グループリーダー 堆積岩処分技術開発グループリーダー



表－２ 現地対策本部の構成及び任務

構 成	任 務
本 部 長	事故対応の総括
副 本 部 長	本部長の補佐 本部長に支障がある場合の職務の代理
情報専任者	現地対策本部での情報集約、とりまとめ
本部長スタッフ	本部長の補佐（現地対策本部運営の補助、法令遵守等に係る確認等）
情 報 班	情報の収集・整理、各種 Q&A 資料の作成、時系列の作成 通報・連絡に係る文書の作成
広 報 班	関係機関、機構内関係部署への通報・連絡・報告・説明等 プレス文の作成、プレス発表、各種問い合わせ対応 問い合わせ窓口の開設
総 務 班	要員の招集、本部の設置・運営、本部受発信資料の管理、資 機材の調達、 構内の出入規制、緊急車両の誘導、負傷者の搬送等の救護活 動
現場対応班	火災の場合の消火活動、負傷者の救護措置等、事故時の現場 対応 事故等の応急処置・拡大防止処置、原因の究明、現場復旧 再発防止対策、報告書等の作成
札幌地区対応班	関係機関への通報・報告・説明等、 プレス発表、各種問い合わせ対応、 問い合わせ窓口の開設
本部長は、事故等の種類や規模に応じて、新たな構成班や職務等について設定することができる。	

表－3 支援本部の構成及び任務

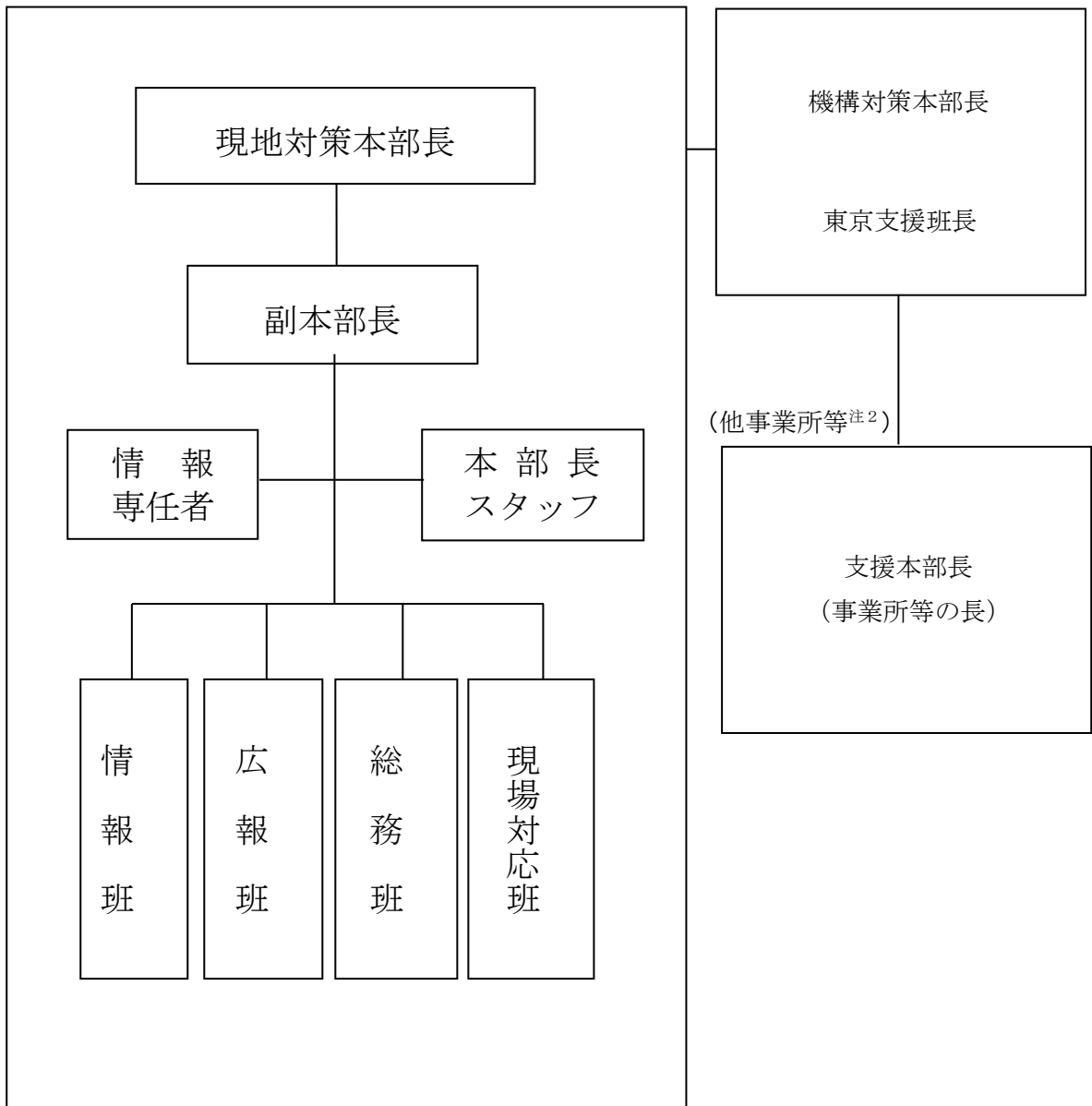
構 成	任 務
本 部 長 ( 所 長 )	①支援本部内の支援対応の総括 ②機構対策本部への対応状況の連絡
副 本 部 長 ( 副 所 長 )	①本部長の補佐及び本部長に支障がある場合の職務の代理 ②支援対応への進言
班 長 (総務・ 共生課長)	①本部の事務（本部の設置・運営、本部員の召集） ②事故情報の所内周知（構内放送や資料配布による周知） ③支援要員対応（現地対策本部や機構対策本部への支援要員派遣） ④資機材対応（現地対策本部への資機材の提供）

※所長は必要に応じてその他の要員を招集するものとする。

※所長は組織変更、人事異動等により、適宜構成員を見直すものとする

(幌延深地層研究センター)

(本部及び東京事務所<sup>注1</sup>)



注1：連絡を受けた後に設置

災害及び社会的影響の大きな事故・故障の場合

機構対策本部長：理事長、東京支援班長：安全・核セキュリティ統括部担当理事

上記以外の事象の場合

機構対策本部長：安全・核セキュリティ統括部長、東京支援班長：安全・核セキュリティ統括部長が指名する者

注2：指示を受けた後に設置

図－1 事故等対応体制

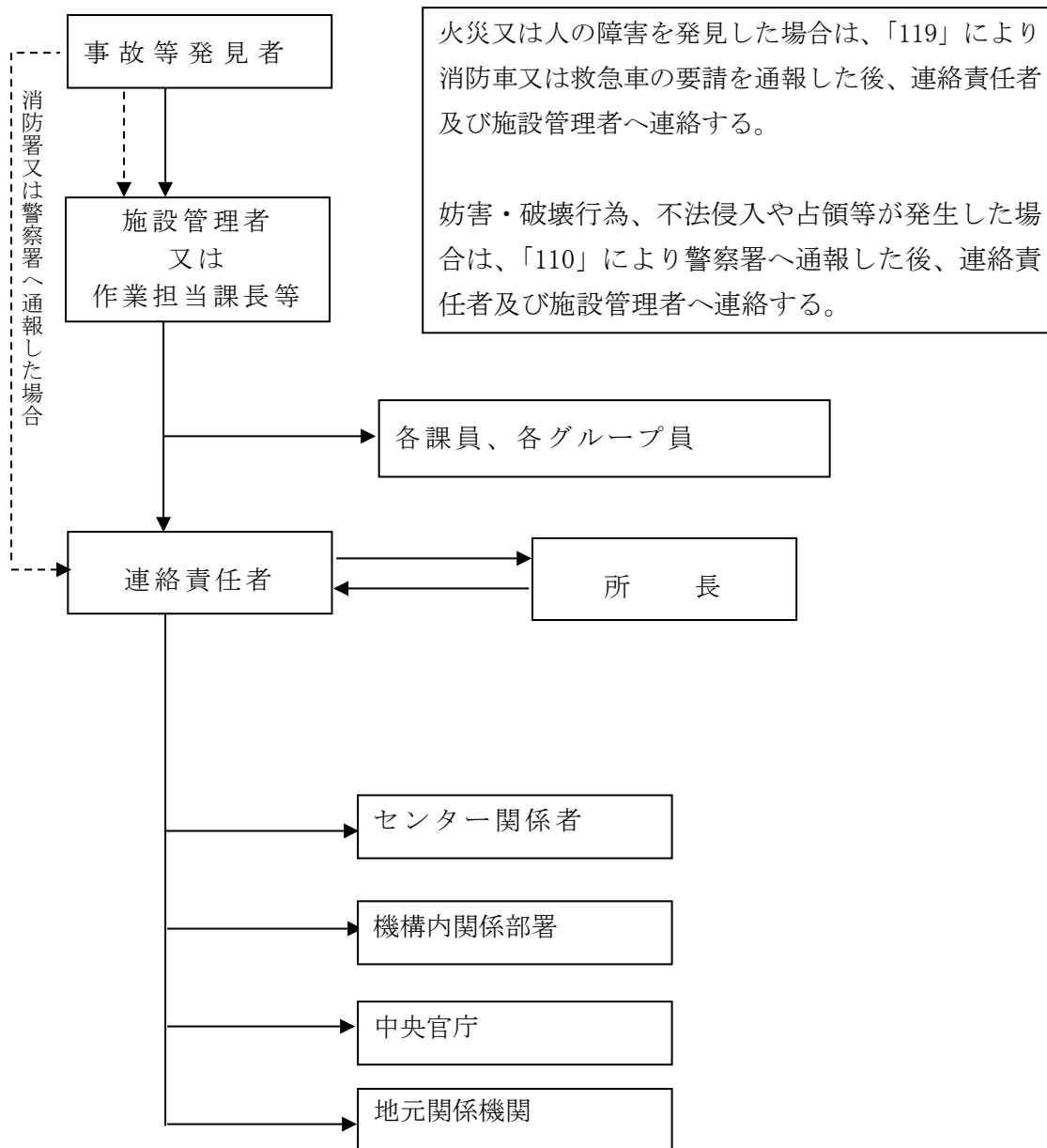


図-2 通報・連絡体制（現地対策本部設置前）

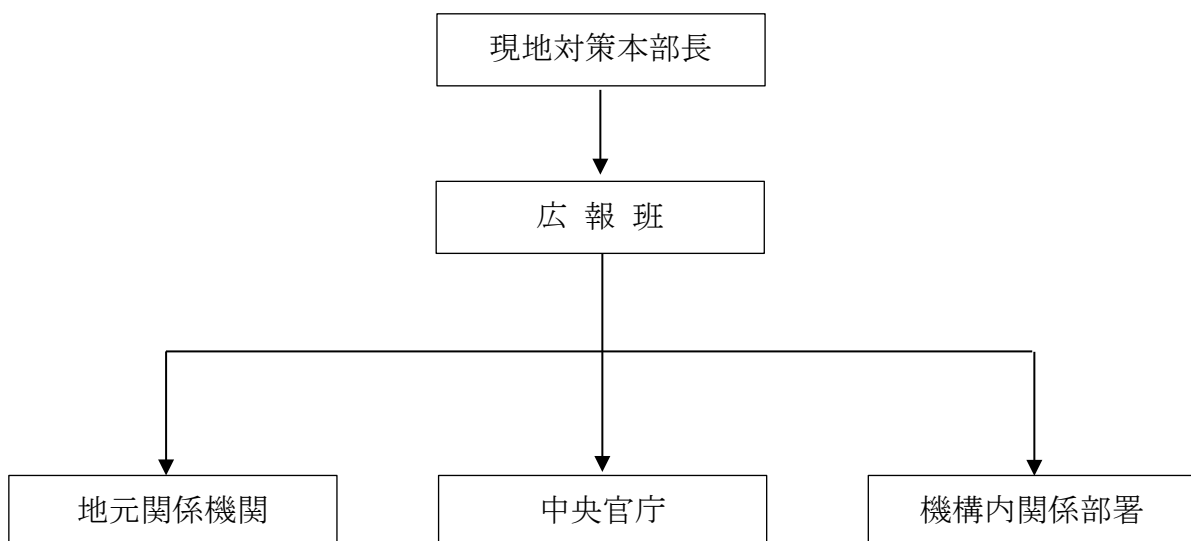


図-3 通報・連絡体制（現地対策本部設置後）

附 則

本規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（20幌（規則）第9号 平成20年8月21日）

本規則は、平成20年 8月21日から施行する。

附 則（21幌（規則）第13号 平成22年1月20日）

本規則は、平成22年 1月20日から施行する。

附 則（24幌（規則）第3号 平成25年2月21日）

本規則は、平成25年 2月21日から施行する。

附 則（25幌（規則）第1号 平成25年4月1日）

本規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則（25幌（規則）第2号 平成25年7月1日）

本規則は、平成25年 7月 1日から施行する。

附 則（26幌（規則）第11号 平成26年4月1日）

本規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則（26幌（規則）第15号 平成26年11月20日）

本規則は、平成26年 11月 20日から施行する。

附 則（27幌（規則）第7号 平成27年4月1日）

本規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則（27幌（規則）第12号 平成27年12月1日）

本規則は、平成27年 12月 1日から施行する。

附 則（28幌（規則）第1号 平成28年4月1日）

本規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則（28幌（規則）第3号 平成28年9月1日）

本規則は、平成28年 9月 1日から施行する。

附 則（２９幌（規則）第２号 平成２９年４月１日）  
本規則は、平成２９年 ４月 １日から施行する。

附 則（２９幌（規則）第６号 平成２９年６月１日）  
本規則は、平成２９年 ６月 １日から施行する。

附 則（２９幌（規則）第１１号 平成２９年１０月１日）  
本規則は、平成２９年 １０月 １日から施行する。

附 則（３０幌（規則）第１３号 平成３０年４月１日）  
本規則は、平成３０年 ４月 １日から施行する。